

高山市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について

1. 消防法施行令の一部改正に伴うもの

(1) 露店等の開設届出について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して火気器具を使用する露店等を開設する場合は消防長に届け出なければならない。

(2) 火気器具の取扱いの基準について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して火気器具を使用する場合は、消火器を準備する。

(3) 指定催しの指定について

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、消防長が定めた場所において主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える催しを指定催しとして指定する。

(4) 防火管理について

指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。また、指定催しを主催する者は、当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防長に提出し、提出しなかった場合に、30万円以下の罰金を科する。

(5) 施行期日

平成26年8月1日